

健康保険による

在宅マッサージの ごあんない

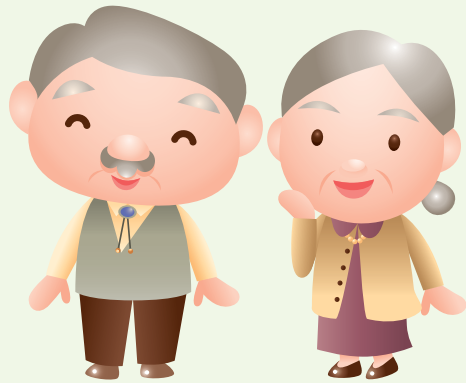


株式会社 アメニティーサービス

健康保険による在宅マッサージとは？



国民健康保険や社会保険などの医療保険受給者で、医療上マッサージを必要とする方々を対象にした在宅で安心して受けられるマッサージサービスです。



どんな方が受けられるのですか？

- 病名に関わらず、麻痺・拘縮等があり、歩行困難で介助が必要な方。
 - 関節が動かないなどの関節拘縮があり、歩行が困難な方。
 - 年齢を問わず、寝たきり状態、半身不随などで歩行が困難な方。
 - その他、上記症状に類似する方など、詳細はご相談ください。
- ※ 鍼灸も健康保険で受けられます。支給基準、詳細はご相談ください。



どうしたら受けられるのですか？

- 健康保険を使いますので、簡単な手続きが必要です。
- 治療を受けるには、医師の同意書が必要です。
- 同意書は指定用紙がございます。詳しいことは、お気軽にご相談ください。
- 治療を受けている間は、同意医師による定期的な受診が必要です。



治療回数と治療費について

- 医師の指示及び、病状に適した回数の治療が受けられます。
- 治療費は施術料金と往診料込みの金額となります。(詳細は相談員より)
- 療養費払いの原則は償還払いですので、本来でしたら治療費を全額払っていただいで、のちほど自己負担金を除いた療養費が保険者より給付されます。(p5参照)
※ QOLに委任していただくと、自己負担金のみ支払いで済みます。(p4参照)
- 治療費のお支払いは口座振替になっております。
- 身体障害者手帳をお持ちの方は、助成制度が受けられます。
※ 市町村によって、助成を受けられる障害者等級数に多少の違いがあります。



サービスを受けるまでの流れ

ご相談をいただいてから、実際にマッサージを開始するまでの流れは、4段階です。

1

ご 相 談

まず電話にて受付をさせていただきますので、
ご相談ください。



2

ご 説 明

相談員が訪問し、1. 同意書 2. 委任状 3. 申込書
などについてはご説明させていただきます。



3

同 意 書

ご本人のかかりつけのお医者様より、
本件に関わる同意書を頂戴させていただきます。



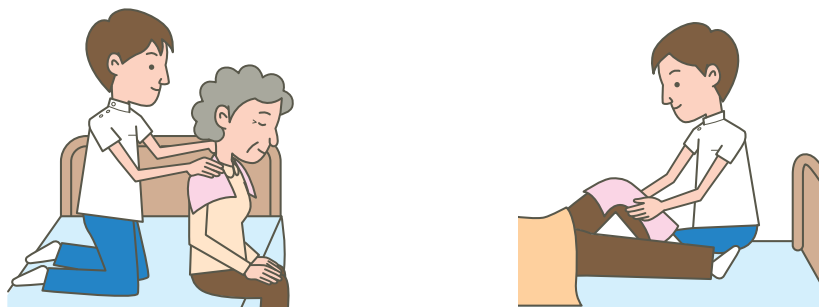
4

サービス開始

日時などご相談の上、
施術を開始させていただきます。



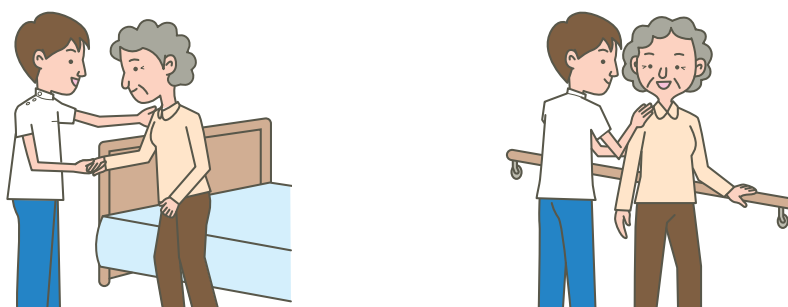
どんなマッサージなのですか？



マッサージによって、血液・リンパ液などの循環や新陳代謝を良くし、痛みや浮腫(むくみ)の軽減をいたします。



主に関節拘縮や麻痺・運動機能障害に対して、残存機能の回復・維持をはかります。



ADL(日常生活動作)のレベルアップを目標に寝たきりの患者様には二次的障害や廃用性症候群の予防、改善のための医療マッサージを行います。

- 医療保険の範疇での治療に限らせていただきますので、施術時間は1回約15分～20分程度です。

**治療担当者に無資格者は採用しておりません。
全て国家資格のあるマッサージ師です。**



保険診療と鍼灸マッサージでの保険治療

療養の給付について

医療機関での保険診療を療養の給付といいます。健康保険法の「第63条1項」に規定され、**現物給付**とも呼ばれております。

療養費の支給について

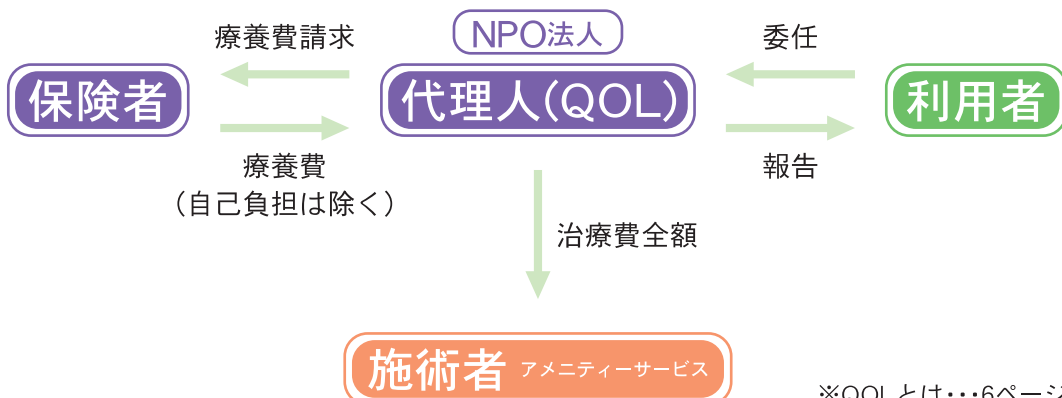
鍼灸マッサージでの保険治療は、**療養費の支給**といいます。健康保険法の「第87条1項」に規定され、**現金給付**とも呼ばれています。**療養費の支給**とは、利用者が治療費をいったん全額支払ったうえで、利用者が保険者（市町村行政機関や保険組合等）に治療費を請求し、自己負担以外の金額が後で払い戻されるしくみです。これを**償還払い**といいます。

図1



※しかし、図1の様な方法では利用者様が大変な労力を要します。そこで、民法の「643条・委任」に則って「代理受領」が一般的に慣行されております。

図2



※QOLとは…6ページ

アメニティーの携帯電話システム

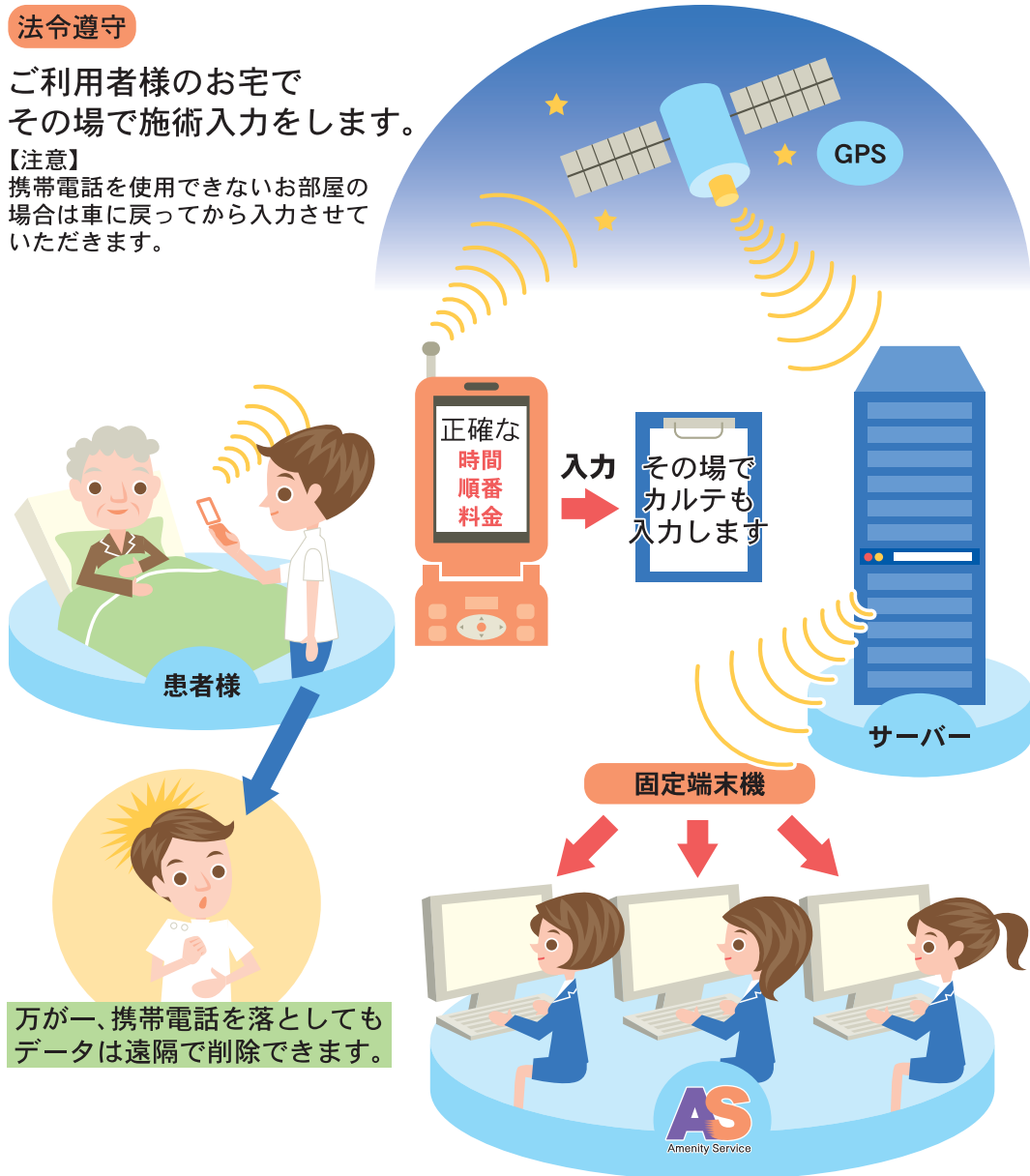
だから安心

携帯まんでがん

法令遵守

ご利用者様のお宅で
その場で施術入力を行います。

【注意】
携帯電話を使用できないお部屋の
場合は車に戻ってから入力させて
いただきます。



万一、携帯電話を落としても
データは遠隔で削除できます。

みなさまに安心してサービスを継続させていただくためにも
弊社では法令遵守を徹底しております。

- その場で施術の入力をいたします。
割増し請求や不正請求の心配がありません。
- 紙のカルテのように万一、落したり、盗難にあった時にもデータ流出の危険がありません。即座に携帯電話を停止してアクセスできないようにいたします。

医療マッサージ向上へ独自の取り組み

弊社では現在独自の取り組みとして、マッサージの施術を平準化・客観化し、施術効果を高め医療マッサージの向上を目指すために、「ガイドライン」と称して、筋力測定装置・角度計を使用して医療マッサージ治療の有効性をデータ化しております。これを活用し、今後医学界における発表の場で医療マッサージの必要性を訴えたと共に利用者・介護者・医療関係者の方々に治療効果を数値で分かり易くお伝えしていきたいと考えております。



QOLを考える会とは・・・

「QOLを考える会」のQOLとはクオリティー・オブ・ライフの略称で「生活の質」という意味です。当法人は、医療消費者の生活の質の向上を目的として、障害者や高齢者の生活にとって不便な障害を取り除く観点から、誰でも気軽に参加できる市民団体として、平成9年10月に発足いたしました。介護現場に携わる市民の立場から、健全で適切な介護福祉のあり方を考え行動しているNPO法人です。

私たちアメニティーサービスは、施術に関することはもとより、制度の利用に関して、より利用者の立場に立ち、客観的に在宅マッサージの保険治療を推進するNPO法人である「QOLを考える会」に代理請求をお願いする事をお薦めいたします。

■ 特定非営利活動法人(NPO)

QOLを考える会事務局
(平成9年10月発足)

TEL:0466-33-5600 FAX:0466-30-0831
URL:www.qol.gr.jp mail:info@qol.gr.jp

賠償責任保険について

弊社では施術においても賠償責任保険を完全完備し、施術者の全員が加入しておりますので、ご利用者様(ご家族)に安心してサービスを提供することが出来ます。



PDマーク

かながわブルーのPIはパーソナル(個人)、緑のDIはデータ(情報)を表し、DがPを囲み個人情報を保護することを表現しています。このPDマークを登録することで、我社は顧客一人一人の情報を保護しております。県では事業者が個人情報を取り扱う場合のガイドラインを示し、その指針に基づいて事業者が個人情報の保護について助言をいただいております。(弊社/平成11年5月20日付で登録済)

会社概要

代表取締役 上岡太一
創 立 平成8年2月
業 態 鍼灸マッサージ業
取 引 銀 行 リそな銀行 横浜銀行 商工組合中央金庫 三井住友銀行
主要取引先 (株)ジャストオートリーシング
(有)ビジネスサポート湘南
(株)OAシステムシャープ
NEO Dr.INC
カルフォルニアスポーツ医学センター

事業沿革

1994年11月 神奈川福祉マッサージ設置
1996年 2月 (有)アメニティーサービス設立
1998年 2月 QOLを考える会入会
2001年 1月 株式化
2002年 3月 松本営業所設立
2002年10月 横浜営業所設立 新システム導入
2003年11月 大和営業所設立
2004年 7月 横須賀営業所設立
2005年 5月 藤沢西・藤沢東営業所設立
2005年11月 横浜北営業所設立
2006年 4月 鎌倉営業所設立
2006年 6月 横浜南営業所設立
2007年 7月 新本社ビル開設
2009年 1月 千葉営業所開設
2009年 6月 さいたま営業所開設
出張所 安曇野出張所・厚木出張所・小田原出張所

ホームページアドレス

<http://www.amenity-s.co.jp>

アメニティーサービス

search 